

公布された規則のあらまし

○佐賀県卸売市場法施行細則（規則第 50 号）

- 1 この規則は、卸売市場法の施行に関し、卸売市場法施行令及び卸売市場法施行規則に定めるもののほか、必要な事項を定めることとした。
（第 1 条関係）
- 2 認定申請書の添付書類等の様式を定めることとした。（第 2 条～第 5 条関係）
- 3 この規則は、令和 2 年 6 月 21 日から施行することとした。